

生産緑地買取申出書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

船橋市長あて

申出をする者 (土地所有者)	住 所	船橋市湊町 2-10-25
	電話番号	047-436-●●●●
	氏 名	船橋 太郎 実印

生産緑地法第 10 条の規定に基づき、下記並びに必要書類をもって、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1. 買取り申出の理由

- ア. 農林漁業の主たる従事者の死亡
- イ. 農林漁業の主たる従事者に、農林漁業に従事することが不可能な故障
- ウ. 指定後 10 年経過 (旧法指定の小室地区)
- エ. 指定後 30 年経過 (特定生産緑地の場合 10 年)

2. 生産緑地に関する事項 (下記筆以外に別紙 ● 筆の申出を行う)

所在及び地番	船橋市 ●●町 5 丁目 1 1 1		
地 目	畑	地 積	9,000 m ²
※当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
種 類	内 容		当該権利を有する者の氏名及び住所
抵当権	受付年月日：平成 30 年 11 月 1 日 受付番号：第 ●●号 原因：平成 30 年 4 月 1 日相続による相続税および利子税の平成 30 年 10 月 1 日設定 債権額：金 ●億円 債務者：船橋市湊町 2-10-25 船橋太郎		住所 船橋市東船橋 5-7-7
			氏名 財務省 (船橋税務署)

※ p 1 と p 2 を両面印刷すること。

※買取りを申出する筆が 2 筆以上ある場合、p 3 と p 4 を必要筆分、両面印刷し、糊付け又は左側 2 か所をホチキス留めした後、買取りの申出を行う者全員の実印で割印すること。

3. 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番		
船橋市 ●●町5丁目111		
用途	構造の概要	延べ面積
ビニールハウス	パイプ構造	6,000 m ²
※当該工作物の所有者の氏名及び住所		
住所 船橋市湊町2-10-25		
氏名 船橋 太郎	TEL 047-436-●●●●	
※当該工作物に存する所有権以外の権利		
種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		住所
		氏名

(2) 買取り希望価額 ¥ ●●●, ●●●, ●●●

(3) その他参考となるべき事項

備考

- 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

1. 買取り申出の理由

- ア. 農林漁業の主たる従事者の死亡
- イ. 農林漁業の主たる従事者に、農林漁業に従事することが不可能な故障
- ウ. 指定後 10 年経過（旧法指定の小室地区）
- エ. 指定後 30 年経過（特定生産緑地の場合 10 年）

2. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	船橋市 ●●町 5 丁目 1 1 2		
地 目	畑	地 積	8, 0 0 0 m ²
※ 当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所	
抵当権	受付年月日：平成 30 年 11 月 1 日 受付番号：第 ●●号 原因：平成 30 年 4 月 1 日相続による相続税および利子税の平成 30 年 10 月 1 日設定 債権額：金 ●億円 債務者：船橋市湊町 2-10-25 船橋太郎	住所 船橋市東船橋 5-7-7	
		氏名 財務省（船橋税務署）	

法定相続人 4 名からの提出の場合、4 名の割印を押印

※買取りの申出を行う筆が 2 筆以上ある場合に使用すること。

※必要筆分、p 3 と p 4 を両面印刷して複製すること。

※買取申出書 1 枚目と糊付け又は左側 2 か所をホチキス留めした後、買取りの申出を行う者全員の実印で割印すること。

3. 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番		
船橋市 ●●町5丁目112		
用途	構造の概要	延べ面積
ビニールハウス	パイプ構造	6,000 m ²
※当該工作物の所有者の氏名及び住所		
住所 船橋市湊町2-10-25		
氏名 船橋 太郎	TEL 047-436-●●●●	
※当該工作物に存する所有権以外の権利		
種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		住所
		氏名

(2) 買取り希望価額 円 ●●●, ●●●, ●●●

(3) その他参考となるべき事項

